

## 電線類地下埋設整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 良質な住宅の供給に資するため、住宅地の整備に伴う電線類の地下埋設に要する費用に係る補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、住宅及び住宅地の供給を目的に、新たに2ヘクタール以上の住宅地の開発を行い、及び当該住宅地の電線類を地下に埋設するための整備を行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、住宅地の電線類の地下埋設に要する費用（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者が負担する費用を除く。）で、次に掲げるものとする。

(1) 基本設計費

(2) 地盤調査費

(3) 実施設計費

(4) 施設整備費（電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路、電線類の材料費及び敷設費、それらの附帯設備の整備費並びに引込部の工事に要する費用（架空線工事費相当額を除く。））

(5) 附帯事務費（前各号に掲げる費用の合計額に0.022を乗じて得た額）

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 整備の計画書及び設計図

(2) 整備に係る費用の内訳書

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- ( 1 ) 歳入歳出決算書
  - ( 2 ) 整備の概要書
  - ( 3 ) しゅん工した電線類に係る施設の図面及び写真
  - ( 4 ) 整備に要した費用の内訳書
- (関係書類の保存期間)

第 7 条 規則第 8 条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。